

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する質疑・意見への回答・見解

●委員からの質疑・意見への事業者の回答・見解

No.	質疑・意見	回答・見解
事前環境配慮事項・環境影響評価項目の選定		
1	・p4-5 の「ヒートアイランド現象」に対する対策として太陽光発電の採用があるがヒートアイランド現象の対策にならないのではないか。[第2回]	・尼崎市の事前環境配慮指針に記載されている内容のため、事業者としては変更できない内容である。太陽光発電による日射遮へいに伴う空調負荷低減や温室効果ガス削減などによって、ヒートアイランド現象を抑制する効果もあるという考え方で含めているのではないか。[第2回] ※太陽光パネルの設置は建築物の表面（屋根・壁）の蓄熱を低減することに寄与する効果があるとされています。【事務局】
2	・水質の環境保全措置として工事中の排水処理が記載されているが、環境影響評価項目の一覧表では、工事中の排水に関してはどこに該当するか。[第1回]	・環境影響評価項目の一覧表は、項目選定の選定結果を示している。水質は調査・予測を行わず、環境保全措置を講じることで対応する「保全措置項目」として選定しており、環境保全措置として工事中の濁水の処理等を行う。[第1回]
3	・工事中の地球温暖化を選定しなかったはなぜか。[第2回]	・事業特性上、地球温暖化の影響は施設稼働によるものが大きい。工事中の地球温暖化への影響は、影響が軽微と判断し選定していない。[第2回]
大気質		
4	・一酸化窒素と窒素酸化物の環境基準を記載していない理由はなぜか。[第2回]	・一酸化窒素と窒素酸化物は環境基準が設定されていないためである。[第2回]
5	現況の PM2.5 はどのような状況か。[第2回]	・地域概況に記載しているが、周辺の自排局においては、平成 28 年度以降は環境基準を下回る結果となっている。[第2回]
6	風配図と風向出現頻度が整合していないのではないか。[第2回]	・風向出現頻度について確認する。[第2回] ・風向出現頻度・年間風向別平均風速に誤りがあったため、評価書では修正した風向出現頻度とする。 風配図は現有施設屋上で測定した高さ約 20 m の測定結果を示している。風向出現頻度は沿道での大気質予測で気象条件として用いるため、高さ 1 m の風速に補正をしたものである。[第2回]
7	・p7.1-29 で「気象モデル」という表現があるが、適切か。[第2回]	・「気象モデル」ではなく「気象条件」に修正する。[第2回]
8	・沿道大気質の予測結果が現況の沿道大気質よりも低い理由はなぜか。事業の実施により環境負荷があるので現況の濃度よりも低いという結果でとなっており、予測結果の示し方に違和感がある。どういった予測手法を用いたのか。[第2回]	・道路環境影響評価の技術手法に基づき、一般環境大気質の現地調査結果をバックグラウンド濃度とし、計算した道路の負荷分を足し合せることで算出している。現況値の方が高い理由として、調査地点に近い国道から影響を受けている可能性が想定される。[第2回] ・沿道環境大気質の現地調査結果をバックグラウンド濃度とすることも可能である。そのため、評価書では、

		バックグラウンド濃度として、一般環境大気質の現地調査結果と沿道環境大気質の現地調査結果を用いた場合の 2 パターンの予測結果を示す。[第 2 回]
9	・短期濃度予測のうち、塩化水素の寄与濃度が他の物質と比べると、環境保全目標値に近い値となっており、施設からの寄与が支配的と考えられる。単純に環境保全目標値を下回っているので支障ないという結論で済ませてもよいのか。[第 2 回]	・ごみ焼却施設の特性上、塩化水素の負荷が大きくなっている。ただし、予測結果は自主基準値の濃度の排出ガスが煙突から排出されたと仮定して計算したものであり、実際の施設の維持管理では自主基準値を下回る値で管理することになる。また、施設稼働の際は、塩化水素濃度に注意して維持管理を行う。(参考資料：現有施設（第 2 工場）における煙突から排出される排ガス測定結果記録（令和 3 年度）) [第 2 回]
10	・煙突排ガスの環境保全措置として、情報公開という記載があるがこれはどういった情報公開になるのか。リアルタイムでの公開となるのか。[第 2 回]	・測定値の信頼性の確保のため、計量証明書等を発行できる測定値を情報公開とすることを考えており、リアルタイムでの公開とはならない可能性が高い。[第 2 回]
11	・新施設供用時には施設関連台数は現在より減少するのか [第 2 回]	・今後市内ごみ処理量は減少していく見込みである。それに伴い比例的には車両が減っていくことはないが、大型車の年間日平均で 2~3 台程度は減少すると想定している。[第 2 回]
12	・環境保全措置としてパッカー車の電動化を行うことはないのか [第 2 回]	・パッカー車を更新する場合は、低公害車を選定していくことになるが、現在具体的な更新計画はない。[第 2 回]
騒音・振動		
13	・工事用車両及び施設関連車両の騒音予測結果における「1 dB 未満」はどういう意味を示しているのか。[第 2 回] ・1 dB 未満という記載の仕方は一般的なものか、環境省から表記の仕方とすることが指導されているのか。[第 2 回]	・環境省より、道路交通騒音の環境基準との比較は整数値で実施することとされている。そのため、小数第 1 位を四捨五入して 1 dB 未満 (0 dB) となる 0.4 dB 以下 (0.5 dB 未満) を示している。[第 2 回] ・あくまで整数値で環境基準との比較を実施することとされている。他のアセス図書で同様の記載をしている図書もあるが、分かりにくく表現であったため、注釈で補足説明する。[第 2 回]
14	・工事用車両及び施設関連車両の騒音・振動予測結果が現況より増加しているが、その理由を教えていただきたい。[第 2 回]	・現況として示している数値は、現地調査結果の数値であり、予測結果は工事計画及び現有施設のごみ収集車両の搬入状況からピークとなる 1 ヶ月の台数より算出したピーク時の結果であるためである。評価書では、注釈に予測結果がピークとなる時期を想定したものであることを条件であることを補足説明する。[第 2 回]
15	・大気質の車両台数と騒音・振動の車両台数が異なるが理由を教えていただきたい。[第 2 回]	・大気質の環境基準は年間値として設定されていることから、ピークとなる 1 年間 (12 ヶ月) の台数より平均台数を設定している。騒音・振動の環境基準等は年間値として設定されていないことからピークとなる 1 ヶ月の台数より設定している。[第 2 回]
16	・車両に関する保全措置として、運転者への指導を記載しているが、この対応は影響を軽減する上で大事なことだと思うのでしっかりと対応していただきたい。	・車両運行に伴う環境影響を低減するため、環境保全措置を徹底する。[第 2 回]

	[第2回]	
17	・車両の運転者に指導をすると記載されているが具体的はどういった指導になるのか。[第2回]	・工事中の運転者についてはゼネコンが対応することになる。また施設稼働については、現在も年に1回環境教育を実施しているため、新施設においても同様に対応になると考えられる。[第2回]
悪臭		
18	・(夏季の現況調査を9月に実施しているため)、夏季の予測時期も9月となっている。8月の方が臭いとしてきついのではないかと思うが、9月としている理由はなにか。[第2回]	・悪臭の夏季調査は、当初、現有施設の稼働スケジュールを考慮して8月下旬に調査を予定していたが、現有施設の稼働停止時期が若干延長されたため、9月1日実施となった。近年は残暑も厳しいことから、9月1日を夏季とみなし調査を実施した。[第2回]
水質		
19	・水質の事前環境配慮事項では、「高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、現有施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約1/10以下とする計画」とあるが、水質の環境保全措置では「排水量は最大でも現有施設の約1/10以下(約60m ³ /日)とし、公共用水域への放流量を低減する。」とある。「高度処理技術」について触れられていないなど、事前環境配慮事項よりトーンダウンしているように思えるが、環境保全措置への追記はできないか。[第1回]	・環境保全措置の記載事項を検討する。[第1回] ・評価書では、環境保全措置に「高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに」を追記する。[第1回] ・新施設の排水基準は、現有施設の排水基準以下とする計画である。(参考資料:現有施設(第1工場、第2工場)及び新施設の排水基準比較表) [第1回]
20	・何を基準にどれだけ水質改善するのか明確にしていただきたい。また、現有施設よりも水質は改善するという理解でよいのか。[第1回]	・水質については、瀬戸内海特別措置法に基づく許可施設となるため、現有施設の基準値以下に届出値を設定していくと考えている。[第1回] ・瀬戸内海特別措置法については、「定期的な処理水の計測」に関する記述において『水質汚濁防止法「等』』の「等」に含めている。[第1回] ・評価書では「瀬戸内海特別措置法の届出値を上回らないよう管理を続ける」ことを追記する。[第1回]
21	・水質の環境保全措置では「排水量は最大でも現有施設の約1/10以下(約60m ³ /日)とし、公共用水域への放流量を低減する。」とあるが、具体的にはどのような対応で排水量を低減させるのか。[第1回]	・現有施設では排ガス処理を湿式処理としていたが、新施設では排ガス処理を乾式処理とすることにより、排水量が減少するためである。[第1回] ・評価書では、水質の環境保全措置に「現有施設で湿式処理としていた排ガス処理を乾式処理とすることで排水量を低減する」ことを追記する。[第1回]
22	・河川水質でふつ素、ほう素が環境基準を超えているということだが、事業予定地が埋立地ということであれば、地下水で海水由来のものが検出される可能性もあると思う。地下水から基準値を超過したふつ素、ほう素が検出された場合の対応はどのように考えているか。[第1回]	・排水処理は処理前の湧水の水質にあわせて水処理を実施する。湧水中の有害物質等の濃度が高い場合においても、湧水の水質に応じた排水処理を行い、水質汚濁防止法に準じた水質まで処理をして、河川へ放流する。[第1回]
23	・環境保全措置として「仮設沈砂池「等」と記載があるが、「等」の具体的な内容について説明は可能か。[第1回]	・工事排水は、仮設の排水処理施設を設けて工事を行っていくことになると想る。「等」の内容は、pHの調整、凝集、砂濾過、または膜処理等となるが、排水の水質を考慮しながら最適な排水処理を行いたいと考えている。[第1回]

		<ul style="list-style-type: none"> 評価書では「湧水の水質に応じた仮設沈砂池等の排水処理を実施」することを記載する。[第2回]
24	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの排水と雨水は同経路で公共用水域に排出されるのか。その場合、雨水は施設からの排水に比べ少ないのか。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> (場内において)雨水の排水系統と汚濁負荷のある排水系統は分離している。また、現有施設においては雨水排水量を計測していないため、施設から排水量と比較できない。[第1回]
25	<ul style="list-style-type: none"> ごみピットなどについては屋根があり、雨水と接しない施設構造となっているか。もし、そのような構造になつていないとした場合には、どのように雨水処理が行われるのか。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> ごみピット等の汚濁負荷の生じるような区域は建屋内とし、当該区域の汚水はプラント排水及び生活排水として排水処理設備で処理後、公共水域（河川）へ放流する。雨水の排水系統は汚濁負荷のある排水系統からは分離され、雨水についてはそのまま排水路を経てから運河に排水されることとなる。[第1回] 評価書では、「雨水排水は、プラント排水及び生活排水と接しないよう排水系統と分離し、直接公共水域（河川）へ放流する」ことを記載する。[第2回]
地下水質		
26	<ul style="list-style-type: none"> 「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づく対策を実施すると記載しているが、土壤汚染しているものとして取り扱うのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地については土壤汚染しているものとして、対策を実施する。対策は、ガイドラインに基づく対策を実施する。[第2回]
全体		
27	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果が妥当であるかどうかは、可能なかぎり環境保全・創造措置が講じられているかを確認していく必要がある。これには具体的な措置の内容が分からないと確認できないため、どのような対策を行うか可能なかぎりに記載すべき。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全・創造措置については、メーカーヒアリング、事業計画の進捗も踏まえ、可能な限り具体的な措置内容の記載に努める。[第1回]
28	<ul style="list-style-type: none"> 第1回環境影響評価審議会を受けての回答・見解について、評価書で対応すると記載されているものが2つしかなかったが、それ以外は評価書で追記等はないのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> 評価書で対応するものについて、「評価書で対応する」と記載している。評価書での対応の有無については、検討する。[第2回]